

スポーツ優秀選手・優秀団体の推薦を募集 全国大会などに出場した個人・団体を表彰します

スポーツ活動を奨励し、スポーツ水準の向上・振興を図るため、市は全国スポーツ大会などに出場した個人・団体を表彰しています。

■表彰対象（以下の全てを満たすこと）

- ▶市内在住者、市内に所在するスポーツ協会・スポーツ少年団加盟団体のいずれか
 - ▶令和3年10月1日～令和4年9月30日に開催された全国大会・関東大会※1に出場した個人や団体（当該年度の国民体育大会を含みます）
 - ▶県大会等の予選会を経て出場した個人や団体※2
- ※1 国・地方公共団体、日本スポーツ協会やその加盟団体のいずれかが主催する大会
 ※2 競技団体から推薦を得て出場した場合も表彰対象とする

■対象となる大会の条件

最終的に出場した大会が、上記の期間内に実施された大会に限ります。

例) 令和4年7～8月に県・関東大会を経て10月の全国大会に出場した場合は、全国大会の開催日が期間外のため、来年度の表彰対象となります。

■推薦書の提出方法

提出期限	11月11日（金）
提出書類	・申請書（推薦書） 申請書はホームページからダウンロードできます。 ・出場大会要項・結果（全て） ・県予選など勝ち抜き経過の分かる書類（賞状など） ※競技団体から推薦を得て出場した場合、その推薦状
提出先	スポーツ推進課（小川総合支所2階）

■表彰

表彰者は、市スポーツ推進審議会が審議し決定します。

問い合わせ

スポーツ推進課 スポーツ推進係
☎ 0299-48-1111（内線 2252）

市ホームページ



屋外広告物の適正な表示で、美しいまちづくりを

■屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板・立看板・はり札・広告版などのことをいいます。これらの屋外広告物を表示するときは、景観に配慮するため、原則として市長の許可を受けることとされています。



■茨城県屋外広告物条例

県は良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害防止のために、屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して必要な規制を行っています。

▶規則の主な内容

屋外広告物を表示してはいけない地域・物件

■広告主や土地所有者の責務

広告主や土地所有者は、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理をする責務があります。

■条例に違反すると

条例違反の屋外広告物を表示すると、罰金刑（最高100万円）に処されることがあります。条例を守り、美しいまちづくりを目指しましょう。

問い合わせ

都市整備課 都市計画係
☎ 0299-48-1111（内線 1414）
茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当
☎ 0299-301-4579（直通）